

令和 7 年 3 月 27 日

社会福祉法人 広島厚生事業協会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と子育ての両立を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標①：妊娠・出産・育児に関して利用可能な諸制度の周知を継続する。

<対策>

- 令和 2 年 4 月～育児・介護休業等に関する資料（厚生労働省のパンフレット等）を、院内 LAN に掲載し、内容を周知する。
法律に改正があればその都度周知する。

目標②：規程では、所定外労働の制限及び短時間勤務制度の対象を、3 歳に満たない子を養育する職員としているが、小学校 3 年生修了までの子を養育する職員も利用できるよう対応する。

<対策>

- 令和 7 年 4 月から、院内 LAN に掲載し、内容を周知する。